

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

恋愛の国のセクハラ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2004-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武内, 旬子, Takeuchi, Junko メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1052

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



恋愛の国のセクハラ

武内 旬子

はじめに

銃社会アメリカを批判したすぐれたドキュメンタリー映画、マイケル・ムーア監督の『ボーリング・フォー・コロンバイン』の中に、幾つかの国の銃による死者数を比べるシーンがある。国名が文字で現れると同時に一目でその国とわかるよう選ばれたとおぼしき映像が国ごとに使われている。フランスの順になった時現れるのは、セーヌ河岸（と思われる場所）で抱擁する男女である。いかにも、のステレオタイプであるのは論をまたないが、何も意味していないわけではない。ちなみに日本を表現するのに用いられたのはゴジラ（怪獣）であり、この映画におけるステレオタイプの使われ方自体をここで単純化して論じるつもりはない。ただ、現代アメリカの優れたドキュメンタリー作家も用いる「恋愛の国フランス」というイメージは、現実の現代フランス社会におけるセクハラの問題を考える際、一つの手がかりになるのではないかと思われる。

「恋愛の国フランス」は他者のみならず、フランス人自身にも広く共有されているイメージである。たとえば、眼鏡とカメラと団体行動で描かれる日本人（主に男性）のイメージが当事者にとってあまりありがたくないのとは異なり、「恋愛好きのフランス人」は揶揄を含む可能性があるとはいえ、そう見なされる人々の自己評価をむしろ高めるイメージなのだ。フランスにおいて恋愛は文化なのであり、フランス文化はこの点において（も）世界に比類がないという「自信」は、その根拠の有無はともかく、文学や映画などの芸術作品、歴史記述から哲学者の議論まで、さまざまな言説のそこかしこに現れる。テムズ河や墨田川ではなく、セーヌ河こそが恋人たちにふさわしいのであり、自分たちは世界一の「恋愛上手」であると自負する人々の社会で

は、恋愛が占める社会的な位置がたしかに、日本やまたアメリカとは異なっている。クリントンの「不倫」は一大スキャンダルになったが、ミッテランはあるジャーナリストに婚外子の存在を指摘され、「ええいますよ。それで？」と答えておしまいだったことは日本でもよく知られている。棚沢直子、草野いずみの共著による『フランスには、なぜ恋愛スキャンダルがないのか？¹⁾』は、この逸話から始めて、フランス社会における恋愛の特質を歴史的に考察した興味深い仕事であり、小論の考察を大いに助けてくれたが、そこにはセクハラ問題についての議論はない。たとえ公人であっても恋愛はプライベートなこととして政治的スキャンダルにしないフランスは、しかし、恋愛を軽視しているのではない。上記の著者たちもいうように、恋愛に付与される価値は高く、「すべての人間関係は『恋愛』の匂い²⁾」「人生は恋愛芸術³⁾」なのである。

では、そんな社会に「セクハラ」のような野暮は存在しないのだろうか。

日本と異なり、フランスではセクハラは刑法犯罪である。有罪となれば最高1年の拘禁刑と15,000ユーロの罰金が科される旨、刑法に規定されている。2000年に行われた「フランスにおける女性に対する暴力の全国調査」(後述)によれば、働く女性の1.9%が過去12ヶ月以内に職場でのセクハラを受けている。また、2002年に出版されたセクハラ被害を受けた女性たちの証言集⁴⁾は、統計の数字からだけでは見えてこないセクハラの現場の実態を生々しく伝えている。

「恋愛の国」でセクハラはどう語られ、対策はどうかされているのか。職場のセクハラ対策に限らず、キャンパスではどうか。 「恋愛文化の伝統」はこの問題とどう関係するのか。セクハラをめぐる議論において、日本ではあまり参照されることのないフランスの現状を、ごく一部ではあるが紹介し、この問題へのアプローチをいささかなりとも多様化したいというのが小論の

1) 棚沢直子、草野いずみ 『フランスには、なぜ恋愛スキャンダルがないのか？』はまの出版 1995年。増補改訂版 角川ソフィア文庫 1999年。

2) 同上、47ページ(第2章タイトル)。

3) 同上、59ページ(第2章2節タイトル)。

4) Katie BREEN, Catherine DURAND, *Métro, boulot, machos*, Plon, 2002.

めざすところである。(セクハラは同性間にも起こり得るし、加害者が女性、被害者が男性ということもあり得る。しかし、加害者の圧倒的多数は男性、被害者の圧倒的多数は女性という現実があるのも事実である。小論ではこの点を踏まえ、セクハラを主として性差別や男女の力関係に起因する問題と捉える。また小論中の「恋愛関係」は異性愛を基本に考えている。同性愛の存在を否認するからではなく、小論はセクハラに関する上記の現実をふまえた議論に限定されるからである。)

第1章 フランスにおけるセクハラ対策

1992年、フランスでは改訂に改訂を重ねて180年間機能してきた刑法にかわる新刑法典が公布された(施行は94年)。セクハラに関する規定はこの機会に刑法に入った⁵⁾。法案づくりには女性を中心としたNPO組織⁶⁾ AVFT (Association européenne contre les violences faites aux femmes au travail 「職場での女性に対する暴力に抗するヨーロッパ協会」)の貢献があった。その刑法(222条33)はセクハラを「性的性質の利益を得る目的で、職務上の権限を持つ者がそれを濫用し、命令、脅迫または強制によって他人に対し嫌がらせをはたらくこと」と規定する。罰則は1年以下の拘禁刑、10万フラン⁷⁾の罰金である。この規定の特徴をあげるならば、まず、加害者になり得るのは被害者に対して職務上の権限を持つ者のみであり、同僚や客が排除されていることである。また、この規定では対価型セクハラには適用できても環境型のそれには適用できない⁸⁾。これらの点は当初より批判の対象になった。前者

5) 新刑法の政府案にはセクハラ関連の条項はなかったが、国民議会でイヴェット・ルーディ元「女性の権利省」大臣が追加するよう提案したという。上野芳久、「女性に対する暴力とフランス新刑法典」、『女性空間』、第15号、1998年、p.16。

6) フランスには、今から100年以上前の1901年に市民が自主的に作るNPO組織(アソシエーションassociation)に関する法律がつくられた。現在でもこの「1901年法」は有効であり、80万をこえるアソシエーションが存在し、幅広い市民活動が行われている。コリン・コバヤシ編著『市民のアソシエーション—フランスNPO法の100年』(太田出版 2003年)はこの法律とフランスの市民活動について紹介した日本人著者たちによるユニークな仕事である。

7) ユーロ流通以後は15,000ユーロ。

8) 対価型セクハラは、一人もしくは複数の対象に対する、利益もしくは不利益を与えるという提案や脅しを伴う性的はたらきかけ。環境型は、特定のターゲットはなくても職場環境を悪化させる性的言動(職場の壁やコンピューターのスクリーン上のポルノポスター、繰り返される卑猥な冗談など)。

の点を批判された当時の女性の権利省大臣は、同僚にセクハラされたと思った女性は相手をひっぱたいてやればよろしい、と答えたという⁹⁾。2002年の法改正によって上記222条33の「職務上の権限を持つ者がそれを濫用し、命令、脅迫または強制によって」の部分が削除され、加害者が上司でなくとも訴えることが可能になった。しかし、環境型が含まれない点については変わらない。

新刑法の公布の6か月後、労働法にもセクハラに関する項目が盛り込まれる。「セクハラを受けた者が制裁を受けたり解雇されることはない。(中略)セクハラに関して証言した者が制裁を受けたり解雇されることはない」(122条46)という内容は、被害者あるいは被害者側にたつ証言者を保護し、セクハラに関する訴えを起こしやすくするためのものである。セクハラをおこなった場合(企業内の)懲戒の対象になる(122条47)。また使用者にはセクハラ防止対策が義務づけられた(122条48)。

94年の法律施行後、セクハラによる有罪判決の数は94年に1件、95年に7件、その後少しずつ増えて96年に17件、97年には25件となったが、大幅増加というわけでもなく、2000年には34件である¹⁰⁾。この数字をどう考えるべきだろうか。AVFTを始めとする女性組織のアンケートや報告、また上述の証言集や全国調査の結果をみる限り、氷山の一角と言わざるを得ない。そもそも、加害者の意図の証明責任は被害者にあり、また労働法の保護規定にもかかわらず、同僚などの証言を得るのは現実にはかなりの困難を伴う。また、ことの性質上、密室で起こったできごとに証人を求めるのはきわめて難しい。

この種の調査としては初めての規模でおこなわれた上述の「フランスにおける女性に対する暴力の全国調査」(ENVEFF Enquête nationale. Les violences envers les femmes en France)は、ドメスティック・バイオレンスや公共空間(路上、公共交通機関など)での女性に対する暴力から職場でのセクハラま

9) Elisabeth Badinter, *Fausse route*, Odile Jacob, 2003, p.30.

10) 数字は法務省の統計(Annuaire statistique de la justice)による。なおいくつかの判例については『女性空間』、日仏女性資料センター、第20号、2003、pp.69-72を参照されたい。

で、幅広い内容をもっている。「女性の権利と平等省」の要請によりパリ第1大学人口統計学研究所のマリーズ・ジャスパールを中心にした専門家グループによって実施されたもので、電話による調査（2000年3月から7月）に6970人が答えた。結果の一部は2001年に公表されたが、350ページ以上に及ぶ全体の報告書が発表されたのは2003年である¹¹⁾。この調査は、5日に一人の割合で女性がパートナーに殺される¹²⁾ フランスの（そしてこの数字は人口比を勘案すると日本の場合とほぼ同じになる¹³⁾）一面を可視化する貴重なものだが、ここでは職場でのセクハラに関する部分のみをとりあげる。

この調査では、セクハラの実態を刑法より広くとり、環境型（ポルノ写真などを見ることの強制など）を含む他、上司、同僚のみならず客によるセクハラの場合も含めている。全回答者のうち過去12か月に就業していた女性（4,756名）の1,9%がセクハラ被害にあったと述べ（過去12か月に限る。それ以前の被害は含まない）、加害者の30%が上司、38,9%が同僚、24,3%が客や利用者である¹⁴⁾。これをみる限り、刑法の旧規定では、現象のごく一部にしか適応できないことがわかる。調査結果から特にセクハラが多い職種としてあげられているのは警察関係、バス・タクシーの運転手、飲食店従業員、看護師などだが、これらは客・利用者との接触が多い職でもある。興味深いのは、職場の男女構成比とセクハラ件数とをクロスさせた結果で、男女がほぼ同数いる職場においてセクハラ件数が最も少なく、女性の多い職場がそれに続き、男性の多い職場が最も多い¹⁵⁾。女性が多い職場に働くことは必ずしもセクハラをまぬがれることを意味せず、男女比の調和がとれていることがセクハラの実態を押さえるのに有効だといえるかもしれない。

11) *Les violences envers les femmes en France, une enquête nationale*. La documentation française, 2003.

12) c.f. *Rapport au ministre délégué à la Santé. Les femmes victimes de violences conjugales, le rôle des professionnels de santé*. La documentation française, 2001, p.25.

13) 2001年度に配偶者（内縁を含む）に殺された女性は116人（警察庁調べ）。辻井真知「配偶者等からの暴力の被害実態」、『警察時報』、2002年4月号による。

14) *Rapport ENVEFF*, p.129. 調査に関する数字はすべてこの報告書による。なお、1,9%という数字をフランスの全就業女性約1千50万人（2000年）にあてはめると被害者は約20万人という計算になる。

15) *ibid.*, pp.129-130.

また女性の、婚姻に関する状態によってセクハラ被害を分類した結果も注目に値する。現在のフランスでは日本に比べて婚姻率ははるかに低く、生まれる子供の4割以上が婚外子である¹⁶⁾。事実婚は、日本では「内縁」「同棲」など否定的ニュアンスの強い語で表現されることが多いが、フランスではユニオン・リーブル (union libre 自由結合) とよばれ、完全に社会的に定着している。さらに、法律婚と事実婚のほか、1999年からはパクス (PACS Pacte civil de solidarité 「民事連帯契約」と訳される場合もあり) とよばれる第3の選択肢も存在する¹⁷⁾。後述するように、ここ30年のフランスは、男女関係や家族関係における巨大な変化を経験しつつある。そのフランス社会で、この調査によれば、セクハラ被害を受けることが最も少ないのは法律婚をしている女性である。対照的に、離婚経験者で現在カップルで生活していない人は法律婚女性の4倍の被害にあっている。独身あるいは離婚経験者で法律婚以外のカップルで生活している女性は、法律婚女性より被害は多いが、一人である離婚女性の場合より少ない。カテゴリーとして被害率が一番多いのは独身で両親と同居している層だが、これはこの層が最も若いこととも密接に関連する¹⁸⁾。要するに、法律婚であれ事実婚であれ、いっしょに生活する男性のある女性より、そうでない女性がターゲットになる。そしてその中でも法律婚は、つまり法的な夫の存在は、セクハラ加害者を (ある程度は) 躊躇させているらしいのである。もちろん、一般論として、男女を問わず性的働きかけはパートナーがない (とみなされた) 人へと向かう方が多いということはできるかもしれない。しかし、ここでは職場での性的嫌がらせが問題なのである。この嫌がらせのあり方は、女性を男性の所有物とみなし、女性への性的攻撃は、女性本人よりも所有者である男性への権利侵害であるとされてきた長い歴史と無関係ではないだろう。21世紀の女性が働く職場にも、男

16) 1998年で婚外子の割合は40,1%である。『女性空間』第20号、2003年、p.59。

17) くわしくは林瑞枝、「フランスの『連帯の民事契約法』—カップルの地位」、『時の法令』、1610号、2001年1月30日および高橋雅子、「連帯の民事契約 (Pacsパクス) について」、『女性空間』第19号、2002年などを参照。

18) Rapport ENVEFF, p.132. 年齢別では20-24歳の層が最も多く被害にあっているが、これは独身で両親と同居の層と重なる部分が多い。

性によって「保護」される女性と、そうでない女性という区分が存在するということなのである。

先にあげた証言集『メトロ、仕事、マッチョ』は、全国から寄せられた証言をジャーナリストと社会学者である著者たちが編集紹介するものだが、これを読むと、セクハラはあらゆる職種にわたってみられる現象であり、ENVEFFの報告書が指摘する職業や底辺層の女性のみならず、高学歴のエリート女性あるいは最先端企業で働く女性たちも深刻な被害にあっている。これは同時に、加害者もあらゆる職種、階層、学歴にわたっていることをも意味する。とすれば、大学など高等教育機関もセクハラ現場となりうる。少なくとも現在の日本では、アメリカからこの概念が入ってきて以降、大学もまたセクハラ対策の必要な場と認識されるようになり、有効性の程度はともかく実際に様々な手立てが講じられている。フランスのキャンパスのセクハラ事情はどうなっているのだろうか。

第2章 フランスの大学にセクハラはない？

2002年1月、高等教育機関におけるセクハラ対策を国民教育省（日本の文部科学省）に求める署名活動がインターネット上で始まった。キャンパスセクハラ対策を公に問題にしようとするフランスでは初の試みであった。呼びかけたのはCLASCHEs（Collectif de lutte anti-sexiste contre le harcèlement dans l'enseignement supérieur 高等教育における嫌がらせと闘う反性差別グループ）という大学院生のグループである。2か月足らずで1,100名あまり（学生、教員、研究者など）の署名を集めることに成功した。当時の国民教育省大臣ジャック・ラングは問題の存在を認め、省の高等教育担当者に検討を指示、またセクハラに関する法律の存在を喚起する通達を各高等教育機関に出した。

この動きに対しマスメディアも無関心ではなかった。ちょうど同じ頃（2001年12月）に、キャンパスセクハラとしてはフランス初の訴訟が起こされたことも大きかった。指導教授を訴えた女子学生（社会科学高等研究所で博士論文を準備中）はCLASCHEsとは関係がなく、二つの出来事がほとんど

同時におこったのは全くの偶然ということである。しかし、存在はしても表にはでなかった問題が顕在化する時期がきていたということもできる。ともあれ2002年1月28日のリベラシオンの記事を皮切りに、ルモンドやリベラシオンのような代表的日刊紙、大手の一般週刊誌からエルのような若い女性向け雑誌まで、多くのマスコミに関連記事が掲載された。これらの記事を通して、大学など高等教育機関におけるセクハラに、フランス社会がどう反応したのかを垣間見ることができる。

2002年5月13日号のエル誌に掲載された記事「大学でのセクハラ なぜこんなに騒ぐ?¹⁹⁾」は、数ヶ月たち、当初の興奮がさめたところで経過を振り返るといって形をとっており、若い女性（キャンパスセクハラの実害者になり得る層）向け雑誌の記事であることから、フランスにおける反応の特性を考える上で有益である。すでにそのタイトルが暗示しているように、この間の動きを「大山鳴動して鼠一匹」ととらえている。マスコミが騒いだ割に、CLASCHEsの呼びかけた匿名も可能の被害証言がわずか数件しか寄せられなかったこと、職場でのセクハラ問題で相談機関として実績のあるAVFTに寄せられた相談がたった3件（うち1件は上述の訴訟に関連したもの）だったことをあげ、フランスの大学には本当にセクハラがあるのか、と疑問を投げかけている。CLASCHEsのメンバー（十数名）にも被害者はおらず、周囲で噂をきいたことがあるのみだが、表面化していないだけだと判断して問題を顕在化しようとしたのだという。この記事によると、CLASCHEsのメンバーも今では「(当初、問題は多くおこっているのに否認されていると考えていたが) この現象はおそらく非常に限られたものなのだろう²⁰⁾」と認めているという。

はたしてそれほど限られたものなのかどうか、実際のところはわからない。AVFTの一人が同じ記事の中で述べているように、被害者に、こうした組織にコンタクトをとろうという発想がないか、あるいは、自分がセクハラ被害

19) "Harcèlement sexuel à l'université. Pourquoi tant de bruit?", in *ELLE*, le 13 mai 2002, pp.211-214.

20) *ibid.*, p.214.

者であることに気付いていないということも考えられる。後者はセクハラを考える際の重要なポイントの一つである。日本においても、「セクシュアル・ハラスメント」という用語がアメリカから輸入されるまで、「セクハラ」はなかった。この語の指示する現象がなかったわけではない。しかし、多くの女性が不快に思い、屈辱感を覚え、場合によっては恐怖をもいでいてきた現象を何と名付ければよいのか、この言葉ができるまで、被害者にもわからなかったのである。フランスにおいても、性的問題を口にするのは男女双方にとって簡単ではない。男性以上に女性にとって困難である。たとえば、強姦はされた方が非難され、恥に思わねばならないできごとであるという見方は今日でも決して完全にはなくなっていない。ところで、セクハラは、強姦に至らないまでも、直接に「性的」問題であり、しばしば被害者の方に「恥」の感覚を与える。簡単に他人に訴えらえるような性質のものではないのだ。セクハラという概念と用語ができ、ある程度広まって初めて、この現象の被害者が、自分が恥じなければならないのではなく、また決して自分一人の特殊な問題ではないということを知り、訴えることができるようになるのである。さらに、一般にセクハラは職場での問題であると考えられている現状では、大学でのセクハラが語られ始めたからといって、すぐさま証言や訴えが殺到すると期待するのは、また同時にそれがなかったからといってセクハラの実態もないのだと結論することは、どちらもこの問題の特殊性を見誤っているといわざるを得ないのではないだろうか。

それにしてもフランスは、他に先んじてセクハラを刑法犯罪と規定した国でもある。性的暴力の被害者の困難について、様々な研究や実際のサポート活動も行われている。にもかかわらず、キャンパス・セクハラについての認識や研究、対策は日本に比べてもたしかに遅れている²¹⁾。なぜだろうか。

著名な女性哲学者エリザベト・バダンテールの最新の著作『間違った道²²⁾』

21) CLASCHEsはその後2002年6月にパリでキャンパス・セクハラに関するシンポジウムを開いたが、その後大学等で、セクハラに対する対策が本格的に始まったという情報はない。

22) Elisabeth Badinter, op.cit.

は、この問いに対する答えの一端を示唆しているように思われる。バダンテールは、最近のフランスのフェミニズムが、「女性の犠牲者化と男性の断罪を普遍化²³⁾」しており、その中で「女性は少しずつ子供と同じ、つまり弱く無能力な者の位置に立つことになる²⁴⁾」と警告を発する。バダンテールによればそもそもこのような行き過ぎはアメリカからの悪しき影響に由来する。ドウォーキンとマッキノン²⁵⁾は特に何度も引用されて批判の対象になっている。アメリカで有名なこの二人の著作がフランス語には翻訳されていない事実を指摘し「おそらくフランス人女性の考え方にあわないと判断されたのだろう²⁵⁾」と述べている。にもかかわらず、またフランス人研究者で彼女らに言及する者もきわめてまれなのに、フランス語圏カナダを通して彼女らの考え方が入ってきたのだというのである。アメリカ嫌いのフランス知識人の面目躍如といったところだが、なかでもセクハラ概念は、他にもましてアメリカからの輸入品であることがはっきりしているため、他のテーマ以上にこのアメリカ嫌いを刺激するらしい。バダンテールに限ったことではない。2002年前半の一連のマスコミ記事にも、同じ発想の批判が数多くみられる。

それだけではない。2002年1月の刑法改正でセクハラの規定から「権限を持つ者」の限定がはずされたことも、バダンテールの危惧をよぶ。望まれない性的働きかけをどう定義するのか。著者はここでアメリカの研究を引きながら「望まれない性的働きかけは自然の、さらには文化の一部をなしている²⁶⁾」と断言する。この箇所はたしかに、アメリカにも女性を「犠牲者化」しない考え方があることを示すことにもなっている。しかし、本書のそこかしこに、男女をむやみに対立させたり、恋愛にも「合意書」を交わそうとするようなアメリカ的行き方に対する（これが「間違っただ道」なのだろう）、微妙で曖昧な部分を含んだ男女関係の機微を尊重するフランス的行き方という対比が透けて見える。私はここでバダンテールのアメリカ嫌いを揶揄したいのでは

23) *ibid.*, p.49.

24) *ibid.*

25) *ibid.*, p.27.

26) *ibid.*, p.49. 言及されているのは Katie Roiphe, *The Morning after*, 1993.

ない。ただ、アメリカのたしかに極端な例を散りばめた議論が、ことセクハラの問題に及ぶ時、その「アメリカ的」行き方は、微妙な男女関係の機微にふれる誘惑のゲームに無能なことから生まれるのだ、フランスにはそんなものを必要としない恋愛文化があるのだという著者の自信を感じずにはおれない。バダンテールのような筋金入りのフェミニストにも共有された「恋愛文化神話」こそ、フランスの大学でセクハラ被害を訴えることをより困難にしているのではないだろうか。セクハラ被害にあったことを自ら認めるのはどの社会でも快いことではない。第一、被害者はまず、これはセクハラだろうか、自分の思い過ごしではないだろうかと悩むのである。その上、自分が恋愛文化の落ちこぼれではないかと恐れなければならないとしたら、誰が簡単に被害を訴えるだろう。上司でなく同僚であればひっぱたいてすむという話ではない。特に、職場よりは権力関係が見えにくく、知的な大人の場とされる（フランスの学生は一般に日本の学生よりはるかに大人でありまたそう見なされる）大学で、セクハラはいつそう表に出にくくなるとしても不思議はない。おそらく、フランスの大学は、アメリカとも日本とも異なるセクハラ対策を必要としているのではないだろうか。

第3章 恋愛文化は変わるか

セクハラは社会の生み出す問題である。男女が同じ職場で働くことが増える一方で、男女の経済的・社会的力関係の男性優位はまだまだなくなっていない。女性を、職業上の対等のパートナーであるよりは、異性愛男性の性的欲望の対象物とみなす文化も日仏を問わず健在である。しかし男女の社会的関係は決して固定されたものではない。性的欲望をめぐる振る舞い方のコードも同様である。フランスにおいて、場合によってはセクハラ被害を覆い隠す働きをもする「恋愛文化」も、不変ではない。ここ30年のフランスは、政治から家族関係まで、男女関係をめぐる現実が、日本に比べてはるかに急速かつラディカルに変貌した社会である。どのような恋愛文化がどのように変貌しようとしているのか。その変化の中でセクハラはどう考えられるだろうか。

人口に膾炙した「恋愛は12世紀の発明²⁷⁾」という表現は、文字通りには12世紀の南仏で突如生まれたとされるトゥルバドールの詩歌とその理想とする「至高の愛」(fin'amor)を指すのが普通だが、恋愛のこの形はその後、現在に至るまでフランス文化の中で生き続ける。結婚制度と相互補完の関係にあるこの「不倫」は、騎士が領主の奥方に愛を捧げる形が基本である。結婚はあくまで家族の利害関係に基づいた契約であり、讃えられるべき愛とはそのために男性が自己を超越していくとされたこのフィナモールであった²⁸⁾。これは当時の封建領主たちの宮廷で発生した形式であり、宮廷風恋愛とも呼ばれる。これは今日の一般的恋愛観から見ると「自然な」恋愛ではない。そもそも恋愛が「自然に」発生すると考えること自体一つのイデオロギーなのだが、ともあれ、宮廷風恋愛は対象(目上の既婚女性)や方法に厳しい条件があり、最大の特徴はその洗練にあった。フィナモールは洗練された言語的パフォーマンスを必要とする。宮廷文化全体の「文明化」の中でも、この恋愛が果たした役割は大きい。これは単なる文学史上のできごとではなく、長期にわたって有効な一つの文化モデルとして、いわば恋愛のプロトタイプとなっていくのである。マリーズ・ジャスパールは、中世の宮廷恋愛のみならず、たとえば18世紀のリベルティナージュ²⁹⁾も、そもそも貴族的実践であって「皆に開かれているわけではなく特殊な資格、とりわけ言語をあやつる能力を必要とした³⁰⁾」と述べている。

言語の重要性と並んで指摘しなければならないのはフランスにおけるサロンの伝統である。モナ・オズーフはフランス的男女混在を象徴するものとして誇らし気にサロンを語っている³¹⁾。主に女性が主催する集まりで男女が広

27) 歴史家セニョボス(Charles Seinobos 1854-1942)の言葉。

28) 「至高の愛」を歌う詩は、一見女性を男性の上位におくように見えるが、現実にはそうだったわけではない。男性が自らの価値を高めるための試練として「至高の愛」があり、女性はそのために使用されたにすぎないという説もある。トゥルバドールの大半は男性である。しかし、女性がほとんど場を持たないそれ以前の文学に比べ、その存在感が高まったことは事実といえよう。

29) libertinage キリスト教に懐疑的な自由思想家を意味するlibertinから。18世紀には性的放縦の意味でも用いられる。

30) Maryse Jaspard, *La sexualité en France, La découverte*, 1997, p.32.

31) Mona Ozouf, *Les mots des femmes. Essai sur la singularité française*, Fayard, 1995, p.331.

く文化的会話を交わす。この「制度」はフランス起源ではないにせよ、すでに封建領主の宮廷に存在し、特に17世紀以降フランスにおいて独自の発展をみた。18世紀のサロンは後の革命を準備した場として重要な意味を持っている。サロンにおいて女性は、外見や社交能力のみならず知的能力によっても評価された。著名なサロンを主催した女性たちの中には哲学や科学、文学や芸術、そして政治をめぐって男性と対等の知識をそなえ、議論する者もあった。しかも、優雅に。当時、他のヨーロッパ諸国と比べてもフランスのサロンは特異な存在であった。反サロン派のルソーが、とりわけその男女混在を批判したことをみれば、逆にこの混在こそがサロン制度を特徴づけていることがわかる。男女双方がいてこそサロンは「知性と振る舞い方の学校³²⁾」となりフランス的ギャラントリー³³⁾に磨きがかかる。そこでは、性的かけひきだけを追求することも、堅苦しい学問に閉じこもることも、どちらも退けられる。知的なものと、性的魅力を介した様々なレベルでのやりとりが渾然一体となることこそフランス的洗練というわけである。

もちろん、これはあくまで、一握りのエリートに関わることである。女性の圧倒的多数は男性（これも一握りのエリート）と対等に知的会話を楽しむなどという生活とは無縁であり、また社会全体が男性優位な中でサロンは、赤木昭三・赤木富美子著『サロンの思想』によると、「大海のなかに浮かぶ離れ島³⁴⁾」にすぎなかったことも忘れてはならないだろう。しかし、宮廷風恋愛やサロンといったエリート文化が後のフランス文化全体に「モデル」として与えた影響は決して無視できない。このモデルの存在が、「恋愛」を、いくなれば文化の華として神話化していくのである。

68年の5月革命に続く時代は、男女の関係をも大きく変化させる。すでに結婚制度の補完物としての制度的恋愛ではなく、結婚自体を恋愛と結びつける傾向は19世紀に現れるが、20世紀はそれが市民権を得ていく過程でもあつ

32) Ozuf, op.cit., p.326.

33) もとは精神や態度の優雅で洗練されていることを意味した。後には特に女性に対する礼儀正しさや気遣いを指すようになる。

34) 赤木昭三・赤木富美子、『サロンの思想』、名古屋大学出版、2003、p.315.

た。70年代以降、それでもまだ社会の根幹にあると信じられてきた結婚制度そのものが疑問に付されていく。カトリック文化圏にあったフランスで避妊が合法化され（67年）、ピルによって女性がはじめて自ら生殖をコントロールできるようになったこと、また日本と異なり、フェミニストを中心とした人々の長い戦いの末中絶が認められるようになったことは（75年）、生殖と性行為の切り離しを可能にし、女性に大きな自由を与えた。この時代は、女性の高学歴化と職業進出が進んだ時代でもある。男女双方にとって結婚（法律婚）は唯一の選択ではなくなっていく。役所に届けられないユニオン・リーブル（自由結合）が激増し、72年に41万組だった婚姻数は99年には28万組にまで減少する³⁵⁾。今日では、カップルの90%以上はユニオン・リーブルから始めると言われている。さらに1999年にはパクスが加わった。同性でも異性でも結べる契約で、ちょうど従来の法律婚とユニオン・リーブルの中間形態といった性格をもっている。非婚カップルから生まれる子供がごく当たり前になり³⁶⁾、また離婚・再婚を経た再構成家族が増える。同性、異性を問わず、カップルは二人の意志によってその形を変えることがより容易になった³⁷⁾。

性に関する男女のダブルスタンダードが完全に消えたわけではない。だが、結婚が性を合法化する唯一の方法であった時代に比べ、女性のはるかに自律度の高い性生活を送れるようになったことはたしかである³⁸⁾。イレーヌ・テリーによれば、今日では、性を合法化する唯一の基準は「合意」であるという³⁹⁾。この「合意」が合意書を交わす方向で求められることは、バダンテー

35) 『女性空間』、20号、p.35.

36) 法律上の婚外子差別も消滅し、今日では社会的にも両親が婚姻状態にあるかどうかは事実上問題にならない。また、法律上婚外子になる子供の大半は両親と暮らしている。なお2000年の統計では家庭総数に占める単親家庭（婚外子のいる家庭という意味ではない）は16%。（『女性空間』第20号、p.35.）

37) 形はより柔軟になったが強迫的なまでの「カップル」社会であることは変わっていないように思われる。このテーマについては別に論じる必要があるだろう。

38) 「自由な性」は一方で、性的満足に過剰ともいえる価値付与を行い、性的不能やパートナーの欠如などが、規範をはずれた性に対するかつての道徳的非難にかわる軽蔑の対象となるなど、新たな「性的貧困」を生みだしている。Christian Authier, *Le nouvel ordre sexuel*, Bartillat, 2002は、この問題を主に文学や映画表現から分析した興味深い仕事である。

39) Irène Théry, "Les Françaises entre la sphère privée et la sphère publique", 「日仏女性資料センター20周年記念シンポジウム」(東京)での発言、2003年7月4日。

ルの言うように、この社会ではありえないだろう。しかし、フランスの恋愛文化は現在、完全にはほど遠いといえ今までになく対等の立場にたった当事者間でも機能するかどうか、今日の異性もしくは同性のパートナーが納得できる合意をどのように生み出すことができるか、あらためて問われている。権力関係の場での「恋愛」が「合意」とどのように両立しうるのか。また、逆に、今日の「恋愛」に、男女の力の上下は本当に無関係なのか。セクハラは、こうした問いを「恋愛文化」に突き付けずにはいない。テリーはフランス社会が「新しい性的礼儀 (civilité sexuelle) ⁴⁰⁾」を作り出す必要に迫られていると述べるが、「セクハラ問題」は、その新しい性的振る舞いのコードを考える際、一つの試金石となるのではないだろうか。

おわりに

大学におけるセクハラ問題について、日本の文部省（当時）の対応は意外に速やかであった。もちろんこれは、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク」などによる各地での精力的な活動や文部省への直接の働きかけなしにはありえなかった。しかし、それにしても、特に女性たちの訴える問題を解決することに日本の官僚組織が熱心になることなど、きわめてめずらしい。国立大学に対する通達が出るまでの異例の速さは何を意味しているのか。

セクハラを生み出す性差別の構造に対する文部省の理解が突然進んだ、とは残念ながら考えられない。人権侵害としてセクハラ問題を重視するからとも思われない。むしろ、「性的ことがらは御法度」という道徳観が、セクハラに悩む人々の訴えかけと合致する地点を見いだしたというのが実際のところではなかっただろうか。だが、「性」を取り締まればセクハラ問題は解決するだろうか。

大人が「混在」する場から「性」を排除することは不可能であるし、それが望ましいわけでもない。フランスが特に大学でのセクハラ対策について慎

40) *ibid.*

重なのは、そこを「性」を排除すべき場とは考えていないからでもある。性的なるものの存在を当然とした上でセクハラを防ぐにはどうすべきか。フランスでも「恋愛文化神話」に頼るだけでは無理であろう。権力を持つ側に問題をはっきり認識させる努力の他、相談窓口の設置や対処の体系化・透明化など具体的な制度的措置は必須である。

おそらく、日本においても、「性」の取り締まりは有効ではないし、場合によっては問題の隠蔽にしかならない。セクハラを生む男女の力関係というとき、それは経済的上下関係だけを意味しているのではない。この問題には自己表現をめぐる力関係が大きく関わり、セクハラ被害は男女のコミュニケーションギャップが大きいほど深刻になる⁴¹⁾。日本は一般に言語による意思表示を重視しない社会である。しかし我々には、性的性質を含みうる人間関係から「暴力（肉体的でも心理的でもありうる）」をなくすためにもっと言語を活用する文化をつくりだす必要がないだろうか。これは、ノーといえなかったことで被害者を非難したり、そこに責任を転嫁しようということではない。キャンパス・セクハラ問題に対処する責任が大学にあることは明らかだが、その「責任」の中には、セクハラを見抜く批判力を持ち、言語をも活用した自己表現やコミュニケーションによって自らを守り暴力を解体しうる人材を育てることも含まれているのである。

41) この問題については牟田和恵、『実践するフェミニズム』（岩波書店、2001年）に詳しい。

参考文献について

フランスの女性に関する情報について日本語で読める刊行物としては、日仏女性資料センター（日仏女性研究学会）が発行する研究誌『女性空間』（年1回発行、現在20号）および、情報誌「女性情報ファイル」（年4回発行、現在77号）が、この分野を長期に渡って定期的にカバーしているほとんど唯一の貴重な文献資料である。特に『女性空間』第20号には、ENVEFFの中間報告の一部を含む、最新のジェンダー統計が掲載されている。

女性に関する統計資料の一部はINSEE（国立統計経済研究所）のホームページでも見ることができる。

<http://www.insee.fr>

セクハラ関連サイトのうち小論でとりあげたグループのものは

AVFT <http://www.avftfrance.org>

CLASCHES <http://membres.lycos.fr/clasches/>